

# 健康保険被扶養者（異動）届

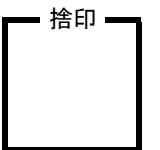
常務理事	事務長	係

被保険者証 記号番号	11・14・15・50 第 号		事業 所 称	<input type="checkbox"/> フタバ産業株式会社 <input type="checkbox"/> 株式会社 フタバ平泉							
所属工場	本・岡・緑・知・幸・六・高・田・九・平・任			<input type="checkbox"/> 株式会社 フタバ九州 <input type="checkbox"/>							
社員コード		資格取得 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	被保険者 住 所						
被保険者 氏 名		被保険者 生年月日	昭和 平成	年 月 日							
増 減 別	被 扶 養 者 氏 名 生 年 月 日	性 別	続 柄	職 業 (在学名および学年)	被保険者と同居・ 別居の区分および その開始年月日	住 所 (同居の場合記入不要)	扶養し始めた日または 扶養しなくなった日 およびその理由	収入の有無と 年間収入金額	医療助成該当の 有無と制限※	健 保 使 用 欄 認定・削除 年月日 確認	
増 減	(ふりがな) 昭・平・令 年 月 日	男・女			同居・別居 年 月 日		年 月 日 (理由)	有・無 円	有・無 (制度名)		
増 減	(ふりがな) 昭・平・令 年 月 日	男・女			同居・別居 年 月 日		年 月 日 (理由)	有・無 円	有・無 (制度名)		
増 減	(ふりがな) 昭・平・令 年 月 日	男・女			同居・別居 年 月 日		年 月 日 (理由)	有・無 円	有・無 (制度名)		
増 減	(ふりがな) 昭・平・令 年 月 日	男・女			同居・別居 年 月 日		年 月 日 (理由)	有・無 円	有・無 (制度名)		

◎ この届出書は次のようなときに事業主を経由して提出してください。

1. 被扶養者に異動(出生、結婚など)があったときは、その日から5日以内に必要書類を添付して提出してください(裏面参照)。
2. 被扶養者に異動(就職、死亡など)があったときは、その日から5日以内に該当者の健康保険被保険者証を添付して提出してください。

※ 医療助成制度の例：障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療など。



\*この届出書の提出が遅滞すると、申請認定日に認定されない場合がありますので、速やかにご提出ください

〈記入上の注意〉

1. 扶養し始めた理由とは「出生のため」「結婚のため」「同居し始めたため」等を具体的に、扶養しなくなった理由とは「就職のため」「別居し始めたため」「死亡のため」等を具体的に記入。
2. 年間収入とは、給与、事業、不動産、年金、恩給など、今後恒常的に受ける年間総収入額を記入。
3. この届出書には、下表の『添付書類の一覧表』を参考にして書類を添付してください。  
(※下記以外にも必要書類を提出していただく場合があります。)

〈被扶養者の範囲について〉

- ・被扶養者として届出ることができる人は、右下図の被扶養者の範囲で、主として被保険者の収入で生計を維持している人です。
- ※ ただし、恒常的な年間総収入が130万円未満(60歳以上または障害者3級以上の人は180万円未満)であって、被保険者の年間収入の2分の1未満であることが原則です。

被扶養者の加入申請をする場合の添付書類一覧表

( ○:必須 △:必要な場合があります )

	配偶者					子					父母／義父母(同居必須)					弟妹／兄姉(同居必須)					
	無職	退職者 退職後結婚	失業給付受給終了	収入有り (アルバイトパートなど)	別居の配偶者	出生	16歳未満	16歳以上			無職	退職者	失業給付受給終了	収入有り (アルバイトパートなど)	別居の父母	16歳未満	16歳以上				
								学生	退職者	収入有り (アルバイトパートなど)							別居の子 (就学に伴う場合除く)	学生	退職者	失業給付受給終了	収入有り (アルバイトパートなど)
健康保険被扶養者(異動)届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被扶養者現況届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票(続柄記載、世帯全員)(発効日から3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	※1 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得証明書(発効日から3ヶ月以内)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給与明細(直近3ヶ月分の写し)				○									○							○	
〈高校・大学・専門〉在学証明書または学生証の写し								○									○				
年金支払通知書(直近)または年金裁定請求書・支給額変更通知書(直近)または年金見込額を証明するもの ※2	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
退社証明書または資格喪失証明書		○	△								○	△						○	△		
〈16歳以上65歳未満〉離職票1, 2(原紙) ※3		○									○							○			
〈16歳以上65歳未満〉雇用保険受給資格者証の写し(表裏)支給終了明記のもの			○									○						○			
仕送りを証明する預金通帳の写し(毎月3ヶ月以上) ※4					○								○								○

※1 母子手帳(市区町村長出生届済証明欄)の写しでも可

※3 失業給付受給期間中は扶養認定できません。延長手続が必要な場合は一時返却します。

ただし、・離職票2が不発行の場合、離職票1(写し)のみ提出

・雇用保険未加入の場合、前職の最新の給与明細1ヶ月分の写しを提出

※2 公的年金(老齢・障害・遺族)、私的年金(企業年金・個人年金)など

※4 別居の方を扶養認定する場合、他にも仕送り額等の条件があります。健康保険組合までお問合せください。

被扶養者の範囲

右肩の数字は親等を示し、主として被保険者により生計を維持し、かつ黒刷り以外のものについては、被保険者と同一世帯に属していることを必要とします。

